

なぜ今、核なのか — 核兵器と日本の安全保障 —



理事長 川上高司

今年5月に開催されたG7サミットでは「核兵器のない世界」が「広島ビジョン」としてうたわれました。それと同時に、ロシアを念頭に「核兵器の威嚇や使用は許されない」として自由主義連合の結束が示されました。

しかしこれをロシアの観点からするならば、「平和の祭典」として開催された広島サミットは、ロシアに対する敵対勢力が結集した「戦争の祭典」として映ったに違いありません。これに対してロシアは6月に入ってから太平洋艦隊を日本海とオホーツク海で艦艇60隻以上、航空機約35機、兵員1万1000人以上が参加する演習を行いました。太平洋艦隊は「核の三本柱」の1つである潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）を配備し、クリール諸島（北方領土と千島列島）を管轄しています。

また、最近になり、ロシアのクレムリンやプーチン大統領の公邸や政府高官の邸宅が集中するモスクワ郊外の住宅地へのドローン攻撃が行われ、ウクライナが関与しているとの報道がなされました。さらに、ウクライナに拠点を置く武装組織「ロシア義勇軍団」と「自由ロシア軍団」が越境し、ロシア国内で軍事活動を行っているなど、ウクライナ側の反攻が活発化しています。また、世界各国でロシアに対する自由主義連合組織が立ち上がりロシア包囲網を結成しようとしています。

これらの動きがさらにエスカレーションし、また、ウクライナでの戦況が著しくロシア側に不利になれば、ロシアの核使用の可能性が高まります。ロシアのドクトリンでは「ロシア連邦にとって危機的な状況下で通常兵器を用いた大規模な侵略への対応として、核兵器を使用する権利を保持する」とあります。

それと同じような緊張感が日本周辺で今、高まっています。中国の核弾頭数の増加（2030年までに1000発）や北朝鮮の核・ミサイルの脅威が日に日に増加し我が国のJアラートや国民保護の必要性が論じられています。

その脅威を抑止するため、いま、米国の「核の傘」の信憑性を高めるべく「核シェア」がわが国でも論じ始められています。「核シェア」は、すでにNATO加盟国5か国（ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ）で行われています。その態勢は、米国が管理する非戦略核兵器（B61核爆弾）を平時から配備し、米大統領の許可の下で同盟国の非・非核両用機（Dual Capable Aircraft：DCA）がそれを搭載して核攻撃を行うというメカニズムです。

そういった論議の必要性が高まり、日本外交政策学会では先んじて、核に関する論議を進めていきたいと思っております。

— 「国民保護法の現状と課題」研究会レポート —

2023年3月に行われた、日本外交政策学会の「第2回ポリミリ・ゲーム（政治・軍事シミュレーション）」では、「グレーゾーン事態からの尖閣・沖縄への武力攻撃へのエスカレーション」をテーマにロールプレイを行った。その結果は、中国への台湾離島攻撃に対して、日本が自衛隊を尖閣諸島に展開し中国軍の攻撃を抑止しようとしたことに端を発した紛争が日中間に勃発し、沖縄の離島がミサイル攻撃を受け自衛隊や民間人の初の犠牲者であるという展開となり、沖縄県や住民への被害をどう限定するかという「国民保護」の重要性が浮き彫りにされた。

そこで、今秋に予定される日本外交政策学会の「第3回ポリミリ・ゲーム」では、沖縄など日本国へ対するノンキネティックおよびキネティック攻撃がなされた場合の「国民保護」に関するシミュレーションを行う予定である。そのためのシナリオ作りの研究会を数回開催することとなり、5月30日に「国民保護法」の専門家を招聘して衆院第1議員会館で行われ、多くの問題点と論点が抽出された。

研究会で出された論点は、国民保護法が適用される条件について、武力攻撃の発生した「武力攻撃事態」と武力攻撃の発生する章白な危険が切迫する「武力攻撃予測事態」、武力攻撃に準ずる手段で大量殺傷する行為が発生したり、その行為の発生する危険が切迫したりし、政府が緊急に対処する「緊急処理事態」のいずれかの事態認定が必要であるということである。そして、そこでは「わが国と密接な関係にある他国が武力攻撃され、わが国の存立が脅かされる『存立危機事態』や、わが国に対する武力攻撃が予測され、わが国と平和と安全に重要な影響を与える『重要影響事態』は保護法の適用対象にはなっていない」ことが問題となる。

国民保護の3つの柱として①住民の避難②避難住民の救援③武力攻撃災害への対処、が挙げられる。そこでの避難指示の権限に関しては「国が警報を発令して避難地域を決め、都道府県が避難の方法や経路を市町村に指示し、市町村がそれぞれ策定した避難実施要領に基づいて住民を誘導する」となる。救援では「救援の指示主体は国、実施主体は都道府県、市町村は救援活動を支援する」と各機関の役割分担を明示。武力攻撃災害への対処では「警察、消防、自衛隊がめいめいの役割に応じて対応する」となる。

国民保護法が策定を義務づける「基本指針」と「保護計画」については「基本指針は政府が閣議決定し、国会に報告する」といった策定プロセスがあり、「保護計画は都道府県と市町村が策定する」ことになる。都道府県別の計画については「冬の厳しい北海道や青森県、住民の集中する東京都や大阪府、原発の立地する福島県や新潟県、米軍基地をもつ神奈川県や沖縄県など、各地の実情に合わせて、独自性が見られる」ことになる。



国民保護体制の課題としては、「朝鮮半島有事や台湾有事など現実の危機と連動した想定がなされていない」「核攻撃を受けた際の想定が不十分」「食料不足や金融の混乱、物価の高騰など経済への影響に対する対策が整っていない」「情報戦に対する検討が遅れている」などが挙げられる。また、有事の専門家、専門機関から上がった声として「市町村によって行政能力に差がある上、国、都道府県のバックアップ体制が不十分」「現行の国民保護法は住民が避難するまでしか想定せず、避難の長期化に伴う生活再建までを見通していない」「自衛隊法の想定する業務従事命令の対象者に電力、水道事業者は含まれず、自衛隊駐屯地への電力、水の供給に支障が生じる」「離島部からの避難者の多重的な受け入れ態勢が未整備」「いわゆるグレーゾーン事態における治安出動を巡り、自衛隊や警察、行政機関との関係性が決まっていない」ことが現状である。

以上、研究会での専門家による実情を踏まえ、「沖縄の先島諸島の島民を避難させる場合、有事が切迫している中で、作戦任務が優先の自衛隊の艦船に避難任務を委ねるのは現実的でなく、島民避難は緊張感が高まる前に手を打たないと機能しなくなる」、「沖縄県民は保守派とリベラル派の対立が激しいが、島民避難に関しては最優先で取り組むという一点で一致しているので、国民保護をテーマにしたポリミリを沖縄で開催することには意義がある」、「国民保護法は武力攻撃予測事態と認定されて初めて適用される建てつけになっているが、それでは手遅れで、もっと前倒して発動する法体制に変えなければならない」などの意見が出た。

日本外交政策学会のポリ・ミリ研究会では次回は核シェルターの専門家を招いて議論し、今秋のポリミリで取り上げる有事シナリオを練っていく。

近況・活動のご報告

事務局長 木村 勝



梅雨入りの候、会員の皆様には、お元気にお過ごしのことと拝察申し上げます。

第2回「ポリミリ・ゲーム」報告書も間もなく刷り上がる予定です。皆様へのご提供は、6月下旬頃の予定です。

今後の活動予定としては、第2回特別講演会を6月19日に「なぜ今、核なのか」をテーマに石破茂衆議院議員をお招きし開催致します。詳細は当学会HPをご覧ください。先着100名で皆様のご参加をお待ちしております。

また、第3回の「ポリミリ・ゲーム」は、秋の開催を予定しております。現在、「国民保護」を中心に、シナリオ研究会を精力的に開催し準備を進めております。

今後も、会員の皆様に、より良き情報をご提供できるよう努めて参ります。事業開催等の活動については、当学会HP (<https://jfpc.site/>) をご覧頂き、ご活用いただければ幸いです。

発行: 日本外交政策学会

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-22-7-4F

Eメール: info@jfpc.site

ホームページ: <https://jfpc.site/>